

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「ヘニパウイルス感染症 診療指針」の周知について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので、情報提供いたします。

本件は、厚生労働省において標記指針（資料）が作成された旨、知らせるものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●日本医師会通知より引用

- ・ヘニパウイルス感染症 診療指針（資料掲載先URL）

https://dcc.ncgm.go.jp/prevention/topic/topic15/topic14_NiV_HeV.pdf



(以下緒言より)

- ・ヘニパウイルス属とは、ニパウイルスとヘンドラウイルスに加え、近年報告のある類縁ウイルスの総称である。ニパウイルス感染症とヘンドラウイルス感染症は、ともに1990年代に出現した新興感染症であり、本邦では感染症法上の四類感染症に指定されている。
 - ・これまでに、ニパウイルス感染症はマレーシア、シンガポール、バングラデシュ、インド、フィリピンで、ヘンドラウイルス感染症はオーストラリアで発生が報告されているが、日本国内では、自然発生例および海外からの輸入症例は報告されていない。
- また、近年、分類未確定のヘニパ関連ウイルスの報告が相次いでいるが、その全体像は明確になっていない。
- ・ニパウイルス感染症の臨床的特徴は、無症候性感染から急性呼吸器感染症、脳炎、心筋炎まで多岐にわたり、死亡率は40～75%と高い。しかし、症例数の少なさや大規模な臨床試験が実施されていないことなどの理由から、その治療法は確立されていない。また、ヘンドラウイルス感染症はオーストラリアより7例が報告されているが、その臨床像に関する知見は集積されていない。
 - ・今後、国内でヘニパウイルス感染症患者が発生した場合や、国際的な大規模流行が発生した場合に備え、迅速かつ円滑な対応を実施するためにヘニパウイルス感染症の診療指針を作成した。具体的には、限られた知見をもとに、その疫学、臨床像、診断と治療、感染対策、国内侵入リスクの見積もりと国内発生時対応について記載し、診療指針としてまとめた。